

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント㈱

目次	ページ
規 則	
○公印に係る事務の簡素化に伴う関係規則の整理に関する規則…………… (法制文書課)	89
○北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則…………… (法制文書課)	90
○北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則…………… (漁業管理課)	91
○北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則…………… (漁業管理課)	91
○景観法施行細則の一部を改正する規則…………… (都市計画課)	91
訓 令	
○森林パトロール事業実施規程の一部を改正する訓令…………… (治山課)	92
告 示	
○特定調達契約に係る落札者の公示…………… (総務部総務課)	92
○有害図書類の指定…………… (道民活動文化振興課)	92
○土地改良区の定款の変更の認可…………… (農業支援課)	93
○土地改良区が管理する土地改良施設に係る管理規程の認可…………… (農業支援課)	93
○土地改良法による道管換地処分…………… (農業施設管理課)	93
○北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第2項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定の一部改正…………… (競馬事業室)	93
○漁港区域に係る海岸保全区域の指定の一部改正…………… (漁港漁村課)	93
○漁港区域内の放置禁止区域等の指定の一部改正…………… (漁港漁村課)	94
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	95
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	95
○知事権限に係る保安林の指定の解除…………… (治山課)	95
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	96
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更…………… (治山課)	96
○都市計画の変更の決定…………… (都市計画課)	96
○景観計画の変更…………… (都市計画課)	97
○道路の供用の開始…………… (道路課)	97
○水防警報河川の指定…………… (河川課)	97
○水位調節施設と補助水路との兼用工作物の管理の方法の決定…………… (河川課)	98
○河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等…………… (河川課)	98

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防災害課)	98
公 表	
○水防法による浸水想定区域の指定…………… (河川課)	98
支 庁 告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	99
○特定調達契約に係る落札者の公示……………	99
道議会告示	
○北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程……………	100
道教育庁空知教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	100
道労働委員会訓令	
○北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令……………	101
○北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部を改正する訓令……………	101
道収用委員会告示	
○裁決手続開始の決定 (2件) ……………	101
道警察本部告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	103

規 則
<p>公印に係る事務の簡素化に伴う関係規則の整理に関する規則をここに公布する。</p> <p>平成22年3月30日</p> <p style="text-align: right;">北海道知事 高橋 はるみ</p> <p>北海道規則第22号</p> <p>公印に係る事務の簡素化に伴う関係規則の整理に関する規則 (北海道税条例施行規則等の一部改正)</p> <p>第1条 次に掲げる規則の規定中「画」を削る。</p> <p>(1) 北海道税条例施行規則 (昭和29年北海道規則第98号) 別記第9号様式及び別記第47号様式</p> <p>(2) 生活保護法施行細則 (昭和28年北海道規則第104号) 別記第16号様式</p> <p>(3) 身体障害者福祉法施行細則 (昭和34年北海道規則第83号) 別記第5号様式、別記第6号様式及び別記第8号様式</p> <p>(4) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則 (昭和44年北海道規則第92号) 別記第7号様式の2</p> <p>(5) 母子及び寡婦福祉法施行細則 (昭和42年北海道規則第37号) 別記第20号様式</p>

- (6) 北海道中高年齢失業者等職場適応訓練実施規則（昭和38年北海道規則第142号）別記第4号様式
- (7) 北海道農産種苗配付規則（昭和27年北海道規則第131号）別記第5号様式及び別記第6号様式
- (8) 北海道林野火災出動報償金交付規則（昭和34年北海道規則第24号）別記第2号様式
- (9) 北海道森林愛護組合協力交付金交付規則（昭和36年北海道規則第125号）別記第4号様式及び別記第5号様式
（北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則の一部改正）

第2条 北海道立衛生学院等看護職員課程修学資金貸付条例施行規則（昭和37年北海道規則第52号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中「」を削る。

別記第9号様式中「」を削る。

（北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則の一部改正）

第3条 北海道病院事業の財務に関する特例を定める規則（昭和43年北海道規則第40号）の一部を次のように改正する。

第1号様式中「」を削る。

第20号様式及び第79号様式中「」を削る。

（家畜伝染病予防法施行細則の一部改正）

第4条 家畜伝染病予防法施行細則（昭和48年北海道規則第51号）の一部を次のように改正する。

別記第4号様式及び別記第8号様式中「」を削る。

（北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の一部改正）

第5条 北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則（昭和48年北海道規則第41号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「別記第4号様式」を「別記第8号様式の2」に改める。

別記第4号様式中「（支庁長）」、「」及び「（申請者）」を削る。

別記第5号様式中「」を削る。

別記第8号様式の次に次の1様式を加える。

別記第8号様式の2（第14条関係）

譲与財産用途廃止承認申請書

年 月 日

総合振興局長（振興局長） 様

申請者

譲与財産について用途廃止の承認を受けたいので、次のとおり申請します。

1 財産の内容

口	座	
区	分	
種	目	
種	類	
所	在	
構	造・規	模
数	量	
摘要(造成年度等)		

2 用途廃止の理由

3 添付書類

4 その他参考事項

年 月 日譲与

別記第12号様式その1中「」を削る。

附 則

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に第5条の規定による改正前の北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の北海道有土地改良財産の譲与に関する条例施行規則の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道規則第23号

北海道知事の資産等の公開に関する規則の一部を改正する規則

北海道知事の資産等の公開に関する規則（平成7年北海道規則第96号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式中

「

株式等の事業・譲渡・雑所得		
---------------	--	--

」を

株式等の事業・譲渡・雑所得		
上場株式等の配当所得		

に

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第24号

北海道海面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道海面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第132号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

第35条第1項の表はたてがいの項中「釧路及び根室支庁管内」を「釧路総合振興局管内及び根室振興局管内」に、「の支庁管内」を「の総合振興局管内又は振興局管内」に改める。

第39条第1項の表はつきがいの項中「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に、「胆振支庁管内」を「胆振総合振興局管内」に、「石狩、後志、檜山、宗谷及び留萌支庁管内」を「石狩振興局管内、後志総合振興局管内、檜山振興局管内、宗谷総合振興局管内及び留萌振興局管内」に、「日高支庁管内」を「日高振興局管内」に、「根室支庁管内」を「根室振興局管内」に、「十勝及び釧路支庁管内」を「十勝総合振興局管内及び釧路総合振興局管内」に、「網走支庁管内」を「オホーツク総合振興局管内」に改め、同表あさりの項中「釧路及び根室支庁管内」を「釧路総合振興局管内及び根室振興局管内」に改め、同表えぞばふんうに（がぜ）の項中「渡島支庁管内」を「渡島総合振興局管内」に、「十勝、釧路及び根室支庁管内」を「十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内」に改め、同表きたむらさきうに（のな）の項中「十勝、釧路及び根室支庁管内」を「十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内」に、「宗谷支庁管内」を「天塩郡幌延町・同郡豊富町両町界から枝幸・紋別両郡界に至る間の宗谷総合振興局管内」に、「その他の支庁管内」を「その他の全道」に改め、同表なまこの項中「石狩、後志、網走、宗谷及び留萌支庁管内」を「石狩振興局管内、後志総合振興局管内、オホーツク総合振興局管内、宗谷総合振興局管内及び留萌振興局管内」に、「檜山、渡島及び胆振支庁管内」を「檜山振興局管内、渡島総合振興局管内及び胆振総合振興局管内」に、「日高、十勝、釧路及び根室支庁管内」を「日高振興局管内、十勝総合振興局管内、釧路総合振興局管内及び根室振興局管内」に改める。

別表第3中「支庁名並びに河川及び」を「総合振興局名又は振興局名及び河川名又は」に改め、同表網走の部中「網走」を「オホーツク」に改め、同部湧別川の項中「紋別郡

湧別町字川西946番地先」を「紋別郡湧別町川西946番地先」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。ただし、別表第3網走の部湧別川の項の改正規定は、公布の日から施行する。

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第25号

北海道内水面漁業調整規則の一部を改正する規則

北海道内水面漁業調整規則（昭和39年北海道規則第133号）の一部を次のように改正する。

第2条中「支庁長」を「総合振興局長又は振興局長」に改める。

第45条第1項の表やまべの項中「上川支庁、空知支庁、石狩支庁、後志支庁、檜山支庁、渡島支庁及び胆振支庁」を「上川総合振興局、空知総合振興局、石狩振興局、後志総合振興局、檜山振興局、渡島総合振興局及び胆振総合振興局」に、「日高支庁、十勝支庁、釧路支庁、根室支庁、網走支庁、宗谷支庁及び留萌支庁」を「日高振興局、十勝総合振興局、釧路総合振興局、根室振興局、オホーツク総合振興局、宗谷総合振興局及び留萌振興局」に改める。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

景観法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第26号

景観法施行細則の一部を改正する規則

景観法施行細則（平成20年北海道規則第72号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号を次のように改める。

- (1) 自然公園法（昭和32年法律第161号）第10条第2項及び第3項、第16条第2項及び第3項、第20条第3項、第21条第3項、第22条第3項、第33条第1項並びに第68条第1項後段

第 4 条 第 2 項 第 1 号 中 「空 港 整 備 法」 を 「空 港 法」 に、「第 2 条 第 1 項」 を 「第 2 条」 に 改 め、「も の」 の 次 に 「（次 号 に お い て 「特 定 公 共 施 設 等 供 用 工 作 物」と い う。）」 を 加 え、 同 項 第 2 号 中 「特 定 公 共 施 設、鉄 道 事 業 法 第 8 条 第 1 項 に 規 定 す る 鉄 道 施 設 又 は 空 港 整 備 法 第 2 条 第 1 項 に 規 定 す る 空 港 の 用 に 供 す る も の」 を 「特 定 公 共 施 設 等 供 用 工 作 物」 に 改 め る。

附 則

この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条 第 2 項 の 改 正 規 定 は、公 布 の 日 から 施 行 す る。

訓 令

北海道訓令第 4 号

水 産 林 務 部
支 庁
森 づ くり セ ン タ ー

森林パトロール事業実施規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年 3 月 30 日

北海道知事 高 橋 はるみ

森林パトロール事業実施規程の一部を改正する訓令
森林パトロール事業実施規程（昭和49年北海道訓令第18号）の一部を次のように改正する。
別記第 5 号 様 式 中 「**㊦**」 を 削 る。

附 則

この訓令は、平成22年 4 月 1 日から施行する。

告 示

北海道告示第247号

次のとおり落札者を決定した。

平成22年 3 月 30 日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
北海道本庁舎（地下 2 階電気室）で使用する電力
 - (1) 予定契約電力 2,300kW
 - (2) 年間予定使用電力量 6,673,700kWh
- 2 落札者を決定した日
平成22年 3 月 8 日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社エネット
- (2) 住 所 東京都港区芝公園 1 丁目 8 番 12 号

4 落札金額

- (1) 基本料金 1,785円
- (2) 電力量料金 11円49銭

5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成22年 1 月 22 日 付 け 北 海 道 告 示 第 43 号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道総務部総務課
- (2) 所 在 地 札幌市中央区北 3 条 西 6 丁 目

北海道告示第248号

北海道青少年健全育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第16条第 1 項 第 3 号 の 規 定 に よ り、次 の 図 書 類 を 有 害 図 書 類 と し て 指 定 す る。

平成22年 3 月 30 日

北海道知事 高 橋 はるみ

図書類 の種別	図書コード	図 書 類 の 名 称	発 行 所、制 作 所、受 審 会 社 等
雑 誌	03871-04	COMIC 天魔 4 月号	平 成 22 年 4 月 13 日 発 行 株 式 会 社 茜 新 社
同	03615-04	コミックメガストア 4 月号	平 成 22 年 4 月 15 日 発 行 株 式 会 社 コ ア マ ガ ジ ン
同	13941-04	コミックホットミルク 4 月号	平 成 22 年 4 月 1 日 発 行 同
同	17999-4	COMIC ベンギンクラブ 4 月号	平 成 22 年 4 月 1 日 発 行 辰 巳 出 版 株 式 会 社
同	13760-04	コミックPフラート VOL.4	平 成 22 年 4 月 1 日 発 行 株 式 会 社 マ ッ ク ス
同	08893-04	ヤングコミック 4 月号	平 成 22 年 3 月 10 日 発 行 株 式 会 社 少 年 画 報 社
同	04348-04	コミックシグマ Vol.42	平 成 22 年 4 月 26 日 発 行 株 式 会 社 茜 新 社
同	03616-04	コミックゼロエクス vol.28	平 成 22 年 4 月 15 日 発 行 株 式 会 社 コ ア マ ガ ジ ン
同	13879-4	COMIC 桃姫 4 月号	平 成 22 年 4 月 1 日 発 行 富 士 美 出 版 株 式 会 社
同	13825-04	コミックムジシ 4 月号	平 成 22 年 4 月 1 日 発 行 株 式 会 社 テ ィ ー ア イ ネ ッ ト
同	53950-40	妄想プラス	平 成 22 年 3 月 19 日 発 行 有 限 会 社 ク ロ エ 出 版
同	52005-90	チュー学生日記	平 成 22 年 2 月 5 日 発 行 株 式 会 社 ヒ ッ ト 出 版 社
同	57758-57	お姉ちゃんのココも気持ちいい	平 成 22 年 4 月 5 日 発 行 富 士 美 出 版 株 式 会 社
同	57662-23	アツチェランド	平 成 16 年 7 月 2 日 発 行 株 式 会 社 テ ィ ー ア イ ネ ッ ト
同	18381-04	コミック・マショウ 4 月号	平 成 22 年 4 月 1 日 発 行 三 和 出 版 株 式 会 社

雑誌	20439-4/13	おいしい人妻	平成22年3月12日発売	株式会社双葉社
同	08761-04	もっとすごい本当の話しコレクション 4月号	平成22年4月15日発行	インフォレスト株式会社
同	13439-4	激撮本にあった日な話 4月号	平成22年3月13日発売	株式会社ぶんか社
同	06235-04	ChuッDVD 4月号	平成22年3月14日発行	株式会社ワニマガジン社
同	12203-04	オン、ドット 4月号	平成22年3月10日発行	株式会社ハローケイエンターテインメント
同	06703-04	トップテンメイト 4月号	平成22年3月13日発売	若生出版株式会社
同	02591-04	カルビPOWER 4月号	平成22年3月11日発売	同
同	07813-4	漫画ブラザ 4月号	平成22年4月1日発行	株式会社蒼竜社
同	05980-4/25	漫画ローレンス SPECIAL vol.39	平成22年4月25日発行	辰巳出版株式会社
同	07852-04	ズバ王 Vol.86	平成22年3月15日発行	株式会社ジーオーティー
同	13835-04	COMIC 快樂天ビースト 4月号	平成22年3月14日発行	株式会社ワニマガジン社
同	60530-53	100%顔出し素人生ネット部屋ハメ SPECIAL	平成22年3月10日発行	株式会社サン出版
同	17017-04	ニャン2倶楽部 4月号	平成22年4月15日発行	株式会社コアマガジン
同	67787-28	ワイフ・ジンチョウゲ	平成22年4月20日発行	富士美出版株式会社
同	07689-04	微熱 SUPER デラックス 4月号	平成22年3月5日発売	株式会社セブン新社

指定の理由 著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第249号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、平成22年3月19日、空知土地改良区の定款の変更を認可した。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第250号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第57条の2第1項の規定により、次の土地改良施設に係る管理規程を認可した。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

土地改良区名	土地改良施設名	管 理 規 程 の 概 要
沙流土地改良区	幌毛志頭首工	維持、操作その他管理について必要な事項を定めている。
同	小平第1頭首工	同
同	小平第3頭首工	同
同	旭第2頭首工	同
同	旭第3頭首工	同

同	旭第5頭首工	同
同	広瀬頭首工	同

北海道告示第251号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第9項の規定により、妹背牛町小藤9区地区の換地処分をした。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第252号

平成4年北海道告示第487号（北海道地方競馬実施条例施行規則第84条第2項の規定による競馬場外の勝馬投票券発売所及び払戻金交付所の場所の決定）の一部を次のように改正する。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

札幌場外発売所の項及び函館場外発売所の項を削り、帯広場外発売所の項の次に次の1事項を加える。

釧路場外発売所 釧路郡釧路町桂木3丁目1番

北海道告示第253号

昭和33年北海道告示第656号（漁港区域に係る海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道水産林務部水産局漁港漁村課及び北海道釧路支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道十勝釧路沿岸白糠漁港海岸保全区域の事項を次のように改める。

北海道十勝釧路沿岸白糠漁港海岸保全区域

市町村名	海 岸 保 全 区 域
白糠郡	指定の区域
白糠町	1 点 の 位 置
	基 点 1 白糠郡白糠町東3条南2丁目1番32南東角（原点1）（北緯42度57分12.7082秒、東経144度4分49.5937秒）から190度0分0秒の方向2.980メートルの点
	2 1 から73度30分0秒の方向54.500メートルの点

- 3 2から83度0分0秒の方向214.000メートルの点
 - 4 3から35度0分0秒の方向24.500メートルの点
 - 5 4から106度30分0秒の方向5.000メートルの点
 - 6 7から242度30分0秒の方向9.000メートルの点
 - 7 8から266度30分0秒の方向71.000メートルの点
 - 8 9から260度30分0秒の方向24.000メートルの点
 - 9 白糠郡白糠町岬町2丁目1番51北西角（原点2）（北緯42度57分10.6922秒、東経144度5分24.7360秒）から170度0分0秒の方向1.000メートルの点
 - 補助点1の1 1から190度0分0秒の方向47.000メートルの点
 - 1の2 1の1から180度0分0秒の方向90.000メートルの点
 - 2の1 2から169度30分0秒の方向7.000メートルの点
 - 5の1 白糠郡白糠町東3条南2丁目2番93北東角（北緯42度57分13.8096秒、東経144度5分1.6018秒）
 - 6の1 6から182度30分0秒の方向120.000メートルの点
 - 9の1 9から170度0分0秒の方向39.400メートルの点
 - 9の2 9の1から185度0分0秒の方向100.000メートルの点
- 2 区 域
- 白糠西地区海岸 1、2、3、4、5、5の1、2の1、1の2、1の1及び1の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域
- 白糠東地区海岸 6、7、8、9、9の1、9の2、6の1及び6の各点を順次に結んだ線により囲まれた区域

北海道告示第254号

平成16年北海道告示第485号（漁港区域内の放置禁止区域等の指定）の一部を次のように改正し、平成22年4月1日から施行する。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

鉄府漁港（礼文町）の項中「鉄府漁港」を「礼文西（鉄府地区）漁港」に改める。
 元地漁港（礼文町）の項中「元地漁港」を「礼文西（元地地区）漁港」に改める。
 寿都漁港（寿都町）の項を次のように改める。

寿都漁港 （寿都町）	北外防波堤、北防波堤、北防波堤東端南側角と船揚場南端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別	同
---------------	---	---

	図に示す水域	
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	同

尻別漁港（蘭越町）の項を次のように改める。

尻別漁港 （蘭越町）	尻別川左岸の物揚場128.6メートル地先のうち別図に示す幅員40メートルの水域及び尻別川右岸の別図で示す船揚場29.4メートル及び10.0メートルの水域	同
	船揚場のうち、別図に示す陸域	同

八雲（山崎地区）漁港（八雲町）の項を次のように改める。

八雲（山崎地区）漁港 （八雲町）	東防波堤突堤、東防波堤、南防波堤、北防波堤、東防波堤突堤西端南側角と北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	同
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	同

冬島漁港（様似町）の項を次のように改める。

冬島漁港 （様似町）	東防波堤、第2南防波堤、突堤、南防波堤、第2南防波堤西端北側角と突堤南端西側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	同
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	同

歯舞漁港（根室市）の項中「歯舞漁港」を「歯舞（歯舞地区）漁港」に改める。

瑠瑠瑠漁港（根室市）の項中「瑠瑠瑠漁港」を「歯舞（瑠瑠瑠地区）漁港」に改める。

温根元漁港（根室市）の項中「温根元漁港」を「歯舞（温根元地区）漁港」に改める。

宇登呂（知床岬地区）漁港（斜里町）の項中「宇登呂（知床岬地区）漁港」を「ウトロ（知床岬地区）」に改める。

宇登呂（宇登呂地区）漁港（斜里町）の項中「宇登呂（宇登呂地区）漁港」を「ウトロ（ウトロ地区）」に改める。

富武士（若里地区）漁港（佐呂間町）の項を次のように改める。

富武士（若里地区）漁港	新港側北防波堤、旧港側北防波堤、新港側北防波堤東端南側角、旧港側北防波堤東端北側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域及び旧港側北	同
-------------	---	---

(佐呂間町)	防波堤、旧港側西防波堤、旧港側北防波堤東端北側角、旧港側西防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	同

雄武漁港（雄武町）の項を次のように改める。

雄武漁港 （雄武町）	北防波堤、東防波堤、東護岸、北波堤東端南側角と東防波堤北端東側角を結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた別図に示す水域	同
	船揚場及び漁船保管施設用地のうち、別図に示す陸域	同

北海道告示第255号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所 函館市日浦町537から541まで、543
- (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 2 (1) 保安林予定森林の所在場所 函館市古部町251地先・261の1・262の1（以上1筆地先2筆について次の図に示す部分に限る。）、263、264の1
- (2) 指定の目的 土砂の流出の防備
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市

- 町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- 3 (1) 保安林予定森林の所在場所 函館市尾札部町32
 - (2) 指定の目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (7) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第256号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林予定森林の所在場所 虻田郡京極町字北岡16の5・16の6・753（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 土砂の流出の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び京極町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第257号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指

定を解除する。

平成22年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 十勝郡浦幌町字昆布刈石26の1・27の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 保安林として指定された目的 霧害の防備
 - 3 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道十勝支庁産業振興部林務課及び浦幌町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第258号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

平成22年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 (1) 解除予定保安林の所在場所 新冠郡新冠町字若園10（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
 - 2 (1) 解除予定保安林の所在場所 新冠郡新冠町字若園3の1（次の図に示す部分に限る。）
 - (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
 - (3) 解除の理由 道路用地とするため
- （「次の図」は、省略し、その図面を北海道水産林務部林務局治山課及び新冠町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第259号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成22年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 二海郡八雲町（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
八雲町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島支庁産業振興部林務課及び八雲町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第260号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 稚内都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・3・3号	開運通	稚内市中央3丁目	稚内市朝日4丁目	稚内市大黒4丁目	
同	3・4・5号	本通南線	稚内市中央3丁目	稚内市潮見4丁目	稚内市大黒4丁目	

（縦覧に供する都市計画の図書のとおりに）

2 下川都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・3・1号	大通	下川町西町	下川町緑町	下川町西町	
同	3・3・2号	桜ヶ丘通	下川町西町	下川町西町	下川町西町	
同	3・4・3号	南大通	下川町西町	下川町南町	下川町南町	
同	3・4・4号	中央通	下川町南町	下川町錦町	下川町錦町	
同	3・4・5号	大平通	下川町緑町	下川町南町	下川町南町	
同	3・4・8号	瑞穂通	下川町西町	下川町西町	下川町西町	

幹線街路 3・4・9号 ふるさと通 下川町西町 下川町緑町 下川町西町
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

3 美幌都市計画道路に係る事項

- (1) 都市計画の種類 道路
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

種別名 称起 点終 点主な経過地
幹線街路 3・3・3号 桜 通 美幌町字鳥里 美幌町字美富 美幌町字仲町1丁目
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

4 倶知安都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

5 根室都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に係る事項
都市計画の種類 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

6 根室都市計画臨港地区に係る事項

- (1) 都市計画の種類 臨港地区
- (2) 都市計画を定めた土地の区域

ア 追加した土地の区域

根室市琴平町1丁目、海岸町1丁目、海岸町2丁目、本町4丁目、本町5丁目及び
花咲港の各一部

イ 除外した土地の区域

根室市花咲港の一部

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

北海道告示第261号

景観法(平成16年法律第110号)第8条第1項の規定により、北海道景観計画を次のとおり変更した。

(「次のとおり」は、省略し、その図書を北海道建設部まちづくり局都市計画課並びに各支庁産業振興部建設指導課及び各土木現業所企画総務部建設指導課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第262号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部土木局道路課及び北海道旭川土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成22年3月30日

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 鷹栖東神楽線 上川郡鷹栖町749番22地先から 平成22.3.30
同郡鷹栖町749番1地先まで

北海道告示第263号

水防法(昭和24年法律第193号)第16条第1項の規定により、水防警報を行う河川を次のとおり指定した。

平成22年3月30日

水系名	河川名	水防警報区	
		左岸	右岸
石狩川	馬追運河	夕張郡長沼町栄町二丁目486番47地先の基線運河橋下流端から同郡長沼町5938番1地先の西3線運河橋上流端まで	夕張郡長沼町錦町南二丁目486番63地先の基線運河橋下流端から同郡長沼町1671番14地先の西3線運河橋上流端まで
	阿野呂川	夕張市富野5番1地先の二岐橋下流端から夕張川への合流点まで	夕張郡栗山町字日出236番1地先の二岐橋下流端から夕張川への合流点まで
尻別川	尻別川	虻田郡喜茂別町字鈴川180番21地先の境橋下流端からワッカタサップ川との合流点まで	虻田郡喜茂別町字鈴川18番4地先の境橋下流端からワッカタサップ川との合流点まで
	倶登山川	虻田郡倶知安町字豊岡529番地先の中野橋下流端から同郡倶知安町字高砂179番1地先まで	虻田郡京極町字北岡27番1地先の中野橋下流端から同郡倶知安町字山田221番1地先まで
	喜茂別川	虻田郡倶知安町字琴平130番6地先の倶登山橋下流端から尻別川への合流点まで	虻田郡倶知安町字峠下107番18地先の倶登山橋下流端から尻別川への合流点まで
向別川	向別川	メナブト川との合流点から海まで	メナブト川との合流点から海まで
様似川	様似川	アブサリ川との合流点から海まで	アブサリ川との合流点から海まで
頓別川	兵知安川	枝幸郡中頓別町字藤井303番1地先のふれあい橋下流端から頓別川への合流点まで	枝幸郡中頓別町字中頓別996番地先のふれあい橋下流端から頓別川への合流点まで
北見幌別川	オムロシベツ川	枝幸郡枝幸町歌登西町613番9地先の国見橋下流端から北見幌別川への合流点まで	枝幸郡枝幸町歌登検垣町614番5の国見橋下流端から北見幌別川への合流点まで

十勝川帯広川	河西郡芽室町北伏古南9線1番13地先の南9線橋下流端から帯広市東2条南1丁目2番地先の鎮橋下流端まで	河西郡芽室町北伏古東14線10番7地先の南9線橋下流端から帯広市東2条南1丁目6番地先の鎮橋下流端まで
新帯広川	帯広市西22条南1丁目13番13地先の帯広川分流堰から十勝川への合流点まで	帯広市西21条南2丁目1番33地先の帯広川分流堰から十勝川への合流点まで
ウツベツ川	帯広市南町南8線29番27地先の花園橋下流端から帯広川への合流点まで	帯広市南町南8線29番26地先の花園橋下流端から帯広川への合流点まで
柏林台川	第二柏林台川との合流点から帯広川への合流点まで	第二柏林台川との合流点から帯広川への合流点まで
浦幌川	十勝郡浦幌町字帯富183番1地先の第一浦幌橋下流端から同郡浦幌町字生剛136番1地先の北海道管理区間下流端まで	十勝郡浦幌町字帯富185番1地先の第一浦幌橋下流端から同郡浦幌町字生剛6番1地先の北海道管理区間下流端まで
釧路川釧路川	別保川との合流点から釧路市大川町29番1地先の幣舞橋上流端まで	別保川との合流点から釧路市北大通1丁目1番1地先の幣舞橋上流端まで
別保川	釧路郡釧路町別保7丁目191番3地先の別保川トンネル下流端から釧路川への合流点まで	釧路郡釧路町別保7丁目191番1地先の別保川トンネル下流端から釧路川への合流点まで

北海道告示第264号

河川法（昭和39年法律第167号）第17条第1項の規定により水位調節施設と補助水路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第2項の規定に基づき、公示する。

その関係図書は、北海道室蘭土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 河川の名称 二級河川長流川水系壮瞥川
- 2 河川管理施設の名称 洞爺湖水位調節施設
又は種類
- 3 河川管理施設の位置 右岸 有珠郡壮瞥町字東湖畔175番地先
左岸 有珠郡壮瞥町字東湖畔177番地先
- 4 管理を行う者の氏名 氏名 ほくでんエコエナジー株式会社
及び住所 住所 札幌市中央区大通西1丁目14番地2
- 5 管理の内容 施設の維持、管理、修繕又は放流操作
- 6 管理の期間 平成22年4月1日から補助水路の存続する日まで

北海道告示第265号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第

49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道札幌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 河川の名称 一級河川石狩川水系真駒内川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日 平成22年3月30日
- 3 廃川敷地等の位置 (左岸) 札幌市南区真駒内柏丘10丁目17番875地先から同市南区真駒内柏丘10丁目17番951地先まで
- 4 廃川敷地等の種類及び数量 土地 287.96㎡

北海道告示第266号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項及び第8条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
上川層雲峡9（I-4-27-2170）
- 2 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
上川郡上川町層雲峡（次の図のとおり）
- 3 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 4 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道旭川土木現業所に備え置いて縦覧に供する。）

公 表

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項の規定により、次のとおり浸水想定区域を指定したので、同条第3項の規定により当該区域及び浸水した場合に想定される水深を公表する。

「次のとおり」は省略し、これらを表示した図面は、北海道建設部土木局河川課及び次の閲覧場所に備え置いて閲覧に供する。

平成22年3月30日

北海道知事 高橋 はるみ

水系名	河川名	閲覧場所
一級河川	当別川	北海道札幌土木現業所事業部治水課及び当別出張所
同	熊穴川	北海道札幌土木現業所事業部治水課及び滝川出張所
同	多度志川	北海道札幌土木現業所事業部治水課及び深川出張所
同	沼田奔川	同
同	南六号川	北海道札幌土木現業所事業部治水課及び長沼出張所
同	馬追運河	同
同	阿野呂川	同
同	パンケ歌志内川	北海道札幌土木現業所事業部治水課及び滝川出張所
同	奈江豊平川	同
二級河川	尻別川	北海道小樽土木現業所事業部治水課及び真狩出張所
同	喜茂別川	同
同	俱登山川	同
二級河川	向別川	北海道室蘭土木現業所事業部治水課及び浦河出張所
二級河川	様似川	同
二級河川	頓別川	北海道稚内土木現業所事業部治水課及び歌登出張所
二級河川	北見幌別川	同
同	オムロシユベツ川	同
一級河川	十勝川	北海道帯広土木現業所事業部治水課及び事業課
同	新帯広川	同
同	ウツベツ川	同
同	柏林台川	同
同	浦幌川	北海道帯広土木現業所事業部治水課及び浦幌出張所
一級河川	釧路川	北海道釧路土木現業所事業部治水課及び事業課
	別保川	同

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第9号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年3月30日

北海道石狩支庁長 内 田 幹 秀

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
石狩湾新港地域公共下水道石狩湾浄化センター汚泥処理業務 2,304トン
- 2 落札を決定した日

平成22年3月17日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏 名 株式会社C & R
- (2) 住 所 苫小牧市字静川5番地の4

4 落札金額

22,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成22年1月29日付け北海道石狩支庁告示第3号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道札幌土木現業所管理部管理課
- (2) 所在地 札幌市中央区南11条西16丁目2番1号

北海道後志支庁告示第37号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年3月30日

北海道後志支庁長 谷 本 辰 美

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 複写機賃貸借契約その1
デジタル複写機等の賃貸借（1台分）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (2) 複写機賃貸借契約その2
デジタル複写機等の賃貸借（1台分）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (3) 複写機賃貸借契約その3
デジタルカラー複写機等の賃貸借（1台分）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- (4) 複写機賃貸借契約その4
幅広複写機等の賃貸借（1台分）一式（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

2 落札決定した日

平成22年3月2日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 1の(1)から(3)まで
ア 氏 名 有限会社 日進堂

- イ 住 所 虻田郡倶知安町北 1 条西 2 丁目13番地
 (2) 1 の(4)
 ア 氏 名 有限会社 浅賀
 イ 住 所 岩内郡岩内町栄177番地
- 4 落札金額
- (1) 複写機賃貸借契約その 1
- | | |
|---------------------------|---------|
| 基本料金 | 43,000円 |
| 使用料金 (モノクロ、1 枚以上8,000枚まで) | 3 円40銭 |
| 使用料金 (モノクロ、8,001枚以上) | 2 円80銭 |
- (2) 複写機賃貸借契約その 2
- | | |
|--------------------------------|---------|
| 基本料金 | 36,500円 |
| 使用料金 (モノクロ、1 枚以上15,000枚まで) | 3 円00銭 |
| 使用料金 (モノクロ、15,001枚以上30,000枚まで) | 2 円80銭 |
| 使用料金 (モノクロ、30,001枚以上) | 2 円40銭 |
- (3) 複写機賃貸借契約その 3
- | | |
|-----------------------------|---------|
| 基本料金 | 27,500円 |
| 使用料金 (カラー、1 枚以上1,000枚まで) | 18円00銭 |
| 使用料金 (カラー、1,001枚以上3,000枚まで) | 18円00銭 |
| 使用料金 (カラー、3,001枚以上) | 18円00銭 |
| 使用料金 (モノクロ、1 枚以上1,000枚まで) | 4 円50銭 |
| 使用料金 (モノクロ、1,001枚以上) | 3 円80銭 |
- (4) 複写機賃貸借契約その 4
- | | |
|-------------------------|---------|
| 基本料金 | 38,000円 |
| 使用料金 (モノクロ、1 枚以上300枚まで) | 8 円50銭 |
| 使用料金 (モノクロ、301枚以上) | 8 円00銭 |
- 5 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
 平成22年 2 月 2 日付け北海道後志支庁告示第10号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名 称 北海道後志支庁地域振興部総務課
 (2) 所在地 虻田郡倶知安町北 1 条東 2 丁目

道 議 会 告 示

北海道議会告示第 1 号

平成 7 年北海道議会告示第 1 号 (北海道議会議員の資産等の公開に関する規程) の一部を次のように改正する。

平成22年 3月30日

北海道議会議長 石 井 孝 一

北海道議会議員の資産等の公開に関する規程の一部を改正する規程

北海道議会議員の資産等の公開に関する規程 (平成 7 年北海道議会告示第 1 号) の一部を次のように改正する。

別記第 3 号様式中

株式等の事業・譲渡・雑所得			を
株式等の事業・譲渡・雑所得			に
上場株式等の配当所得			

改める。

附 則

この規程は、平成22年 3月30日から施行する。

道教育庁空知教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第21号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成22年 3月30日

北海道教育庁空知教育局長 上 田 充

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 パーソナルコンピュータ 一式 14台
- 落札を決定した日
 平成22年 3月10日
- 落札者の氏名及び住所
 (1) 氏 名 株式会社ダイマル
 (2) 住 所 岩見沢市 4 条西 5 丁目 7 番地
- 落札金額
 1,365,000円
- 契約の相手方を決定した手続
 一般競争入札

- 6 一般競争入札の公告
平成22年2月16日付け北海道教育庁空知教育局告示第3号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- (1) 名称 北海道教育庁空知教育局企画総務課
- (2) 所在地 岩見沢市8条西5丁目

道労働委員会訓令

北海道労働委員会訓令第1号

北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

北海道労働委員会会長 道 幸 哲 也

北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する訓令
北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道地方労働委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

別記第2号様式末尾欄外注4の事項中「閲覧や」を「閲覧若しくは」に改める。

附 則

- この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道労働委員会が保有する個人情報の保護に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

北海道労働委員会訓令第2号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年3月30日

北海道労働委員会会長 道 幸 哲 也

北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の一部を改正する訓令
北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程（平成10年北海道地方労働委員会訓令第1号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式末尾欄外注2の事項中「閲覧や」を「閲覧若しくは」に改める。

附 則

- この訓令は、平成22年4月1日から施行する。
- この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この訓令による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する北海道労働委員会規程の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。

道収用委員会告示

北海道収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

平成22年3月30日

北海道収用委員会会長 川 村 昭 範

- 事 件 名 平成21年（収）第5号道道釧路環状線改築工事（釧路市貝塚地内）収用事件
- 起業者の名称 北海道
- 事業の種類 道道釧路環状線改築工事（北海道釧路市武佐5丁目地内から同市貝塚4丁目地内まで）
- 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地					土地所有者		土地に関して権利を有する関係人				
所在	地番	地目	登記記録上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権利の表示	
										受付年月日・受付番号	種類
釧路市貝塚四	28番68	原野	1,140	1,139.39	519.05	(亡)葉山 英子 法定相続人 法定相続持分4分の1 高明寛	大韓民国济州道西歸浦	佐藤 玄史	釧路市愛国東3丁目3	平成13年2月20日	根抵当権

丁目						市 東 洞 490 漢 撃 A P T104 棟 102 号	番 9 号	・ 第 2427 号	
					法定相続持分 4 分の 1 俞 順子 ((通称名) 山中 順子)	東京 都 北 区 滝 野 川 3 丁 目 48 番 1 - 903 号 サ ニ ー コ ー ト 滝 野 川			
					法定相続持分 4 分の 1 俞 學 ((通称名) 渡井 学)	釧 路 市 桜 ケ 岡 3 丁 目 2 番 18 号			
					法定相続持分 4 分の 1 俞 修 ((通称名) 池田 修)	神 奈 川 県 鎌 倉 市 津 515 番 地 35			

5 裁 決 手 続 開 始 決 定 の 日

平成 22 年 3 月 19 日

北 海 道 収 用 委 員 会 告 示 第 4 号

土 地 収 用 法 (昭 和 26 年 法 律 第 219 号) 第 45 条 の 2 の 規 定 に よ り 収 用 の 裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 し た の で 、 次 の と お り 公 告 す る 。

平成 22 年 3 月 30 日

北 海 道 収 用 委 員 会 会 長 川 村 昭 範

- 1 事 件 名 平成 21 年 (収) 第 7 号 北 海 道 縦 貫 自 動 車 道 函 館 名 寄 線 (森 町 字 駒 ケ 岳 地 内) 収 用 事 件
- 2 起 業 者 の 名 称 東 日 本 高 速 道 路 株 式 有 限 公 司
- 3 事 業 の 種 類 高 速 自 動 車 国 道 北 海 道 縦 貫 自 動 車 道 函 館 名 寄 線 新 設 工 事
(北 海 道 茅 部 郡 森 町 字 赤 井 川 地 内 か ら 同 町 字 駒 ケ 岳 地 内 ま で 及 び 同 町 字 駒 ケ 岳 地 内)
- 4 裁 決 手 続 開 始 を 決 定 す る 土 地

裁 決 手 続 の 開 始 を 決 定 す る 土 地						土 地 所 有 者		土 地 に 関 し て 権 利 を 有 す る 関 係 人				
所 在	地 番	地 目	登 記 記 録 上 の 地 積 (m ²)	実 測 地 積 (m ²)	収 用 し よ う と す る 土 地 の 面 積 (m ²)	氏 名	住 所	氏 名	住 所	権 利 の 表 示		
										受 付 年 月 日 ・ 受 付 番 号	種 類	
茅 部 郡 森 町 字 駒 ケ 岳	240 番 12	原 野	1,082	1,082.83	118.62	共 有 持 分 4 分 の 3 日 本 植 林 土 地 株 式 有 限 公 司	不 明 た だ し 、 商 業 登 記 簿 上 の 住 所 東 京 都 中 央 区 日 本 橋 茅 場 町 一 丁 目 6 番 12 号	な し	な し	な し	な し	
	240 番 33	原 野	1,071	1,072.55	120.30	共 有 持 分 4 分 の 1 (亡) 右 川 政 雄 法 定 相 続 人 法 定 相 続 持 分 2 分 の 1 右 川 豊 子						東 京 都 杉 並 区 成 田 東 5 丁 目 15 番 21 - 803 号 成 宗 マ ン シ ョ ン
						法 定 相 続 持 分 6 分 の 1 右 川 雅 文						東 京 都 杉 並 区 成 田 東 5 丁 目 15 番 21 - 803 号 成 宗 マ ン シ ョ ン

						法定相続持分 6分の1 右川 雅之	東京都世田谷区大原 1丁目34番10号プティソレイユ				
						法定相続持分 6分の1 河原 浩	大阪府大阪市住之江区南港中 3丁目 4番14-713号				
240番38	原野	831	831.87	26.39	(亡)右川 政雄 法定相続人	法定相続持分 2分の1 右川 豊子	東京都杉並区成田東 5丁目15番21-803号成宗マンション	なし	なし	なし	なし
						法定相続持分 6分の1 右川 雅文	東京都杉並区成田東 5丁目15番21-803号成宗マンション				
						法定相続持分 6分の1 右川 雅之	東京都世田谷区大原 1丁目34番10号プティソレイユ				
						法定相続持分 6分の1 河原 浩	大阪府大阪市住之江区南港中 3丁目 4番14-713号				

5 裁決手続開始決定の日
平成22年 3月19日

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第187号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
平成22年 3月30日

北海道警察本部長 殿 川 一 郎

- 落札に係る物品等の名称及び数量
デジタル複写機の賃貸借（点検、調整及び消耗品（用紙及びステープルを除く。））72台（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）
- 落札を決定した日
平成22年 3月 4日
- 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 大丸藤井株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区南 1条西 3丁目 2番地
- 落札金額
基本料金 一式 0円

- 複写料金 1枚以上 1枚当たり 59銭
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
 - 6 一般競争入札の公告
平成22年 1月22日付け北海道警察本部告示第29号
 - 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道警察本部総務部会計課
(2) 所在地 札幌市中央区北 2条西 7丁目

正 誤

○平成21年10月 1日（号外第26号）
北海道人事委員会規則 7-1187（北海道職員等の旅費支給規則等の一部を改正する規則）
中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行
24 左 23及び24

誤 配 偶 者

正

同 居 者
